平成２２年（フ）第５７号
宮崎市高洲町83番地　別宮荘
債務者　国本　博文
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１８６号
宮崎市神宮東１丁目１番29号　サンコート神宮東207号
債務者　姫野　行信
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１９５号
宮崎県児湯郡高鍋町大字蚊口浦９－１　ＯＫＫＯＣＯＳＴＡ高鍋703号室、住民票上の住所東京都新宿区下落合１丁目11番５－601号
債務者　澁谷　時子
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１９９号
宮崎市大字島之内2275、住民票上の住所宮崎市平和が丘北町11番地15
債務者　土井　祐子（旧姓小村）
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２００号
宮崎市丸島町４番３号　第６シャトーモリオカ603号
債務者　柳田しのぶ（旧姓澤野）
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２０２号
宮崎市山崎町上ノ原1030番地　市営住宅247棟４号
債務者　長友　洋一
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２２２号
宮崎市花ケ島町入道2230番地４　イースヒルズ303号
債務者　蓑﨑真奈美
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２２６号
宮崎県西都市小野崎１丁目92番地
債務者　原田　民子
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８９号
宮崎県都城市蓑原町2469番地２
債務者　藤田　美紀（旧姓横山）
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第１６９号
鹿児島県いちき串木野市浜田町９番地１
債務者　川口　良輝
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２８３号
鹿児島県日置市伊集院町下谷口1423番地　市営八久保住宅３号棟301
債務者　山下　一幸
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３５号
鹿児島県奄美市名瀬浦上町58番地１
債務者　登山真紀子（旧姓畠中）
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第４２号
鹿児島県奄美市名瀬長浜町32番６号市田アパート201号
債務者　伊勢加代子（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第２１３号
沖縄県那覇市繁多川１丁目16番30―201号県営繁多川高層住宅
債務者　柴　百合香
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第４７号
岩手県北上市常盤台３丁目18番14号　コーポスマイルＥ
債務者　菅原　英恵
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第５３号
岩手県花巻市石鳥谷町戸塚第４地割63番地
債務者　菊池　英克
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第２４号
山形県新庄市五日町1404番地の６
債務者　信田　万人
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
山形地方裁判所新庄支部